

# 旧小鹿野町西秩父農林産物直売所利活用事業募集要項

## 1 趣旨

小鹿野町（以下、「町」という。）では、旧小鹿野町西秩父農林産物直売所を有効に利活用して、地域振興や活性化が期待できる事業の展開に意欲のある事業者等を募集します。

## 2 旧小鹿野町西秩父農林産物直売所の位置

本施設は、中心市街地の東に位置し、中心市街地から約1km、国道299号に隣接しています。

## 3 事業提案の諸条件

### (1) 応募資格

事業提案者は、団体又は法人を問いません。ただし、次に掲げる者は事業提案者並びにその構成員（以下、「事業提案者」という。）となることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの

イ 申請時において、町からの入札の参加資格を取り消されているもの

ウ 応募受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続き開始の申立てがなされているもの（同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされているもの（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

エ 事業提案者及び関係者に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいるもの

オ 法人税、消費税並びに地方消費税のほか義務付けられている税を滞納しているもの

カ 公共料金等を滞納しているもの

キ 事業提案者及び関係者が、次の各号のいずれかに該当すること、又は次の各号に掲げる者が法人、又は団体の経営に実質的に関与していること。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に関する暴力団をいう。以下同じ。）
- (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているものの
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (キ) 宗教活動、又は政治活動を行うもの
- (ク) 個人、若しくは法人や任意団体の役員において、破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいるもの

(2) 利用等

旧小鹿野町西秩父農林産物直売所の一括利用とします。

(3) 提案事業（提案内容）

次の各号のいずれかに該当する事業とするものです。

- ア 町の産業振興、活性化に資する事業
- イ 町の雇用促進に資する事業
- ウ 町の学術、文化、教育等に資する事業
- エ 町の観光振興に資する事業
- オ 町の福祉向上に資する事業
- カ その他、町の地域づくりに資する事業

※専用住宅としての利用は不可とします。

(4) 法令等の遵守

提案事業内容によっては、建築基準法、消防法等の関係法令に抵触する場合がありますので、施設整備及び事業運営にあたっては関係する法令等を遵守してください。また、事故発生など緊急時や災害時などにおける利用者の安全確保対策等に十分配慮してください。

#### (5) 地域への協力等

施設等の改修や事業運営にあたっては、地域住民への説明や連携を行うなどして、良好な信頼関係の構築や周辺の自然及び居住環境等への影響に配慮してください。

#### (6) 調査・報告等

町は、本契約の履行状況等を確認するため、施設の利用状況等を調査し、また、事業者から必要な報告を求めることができるものとします。

### 4 施設の概要

#### (1) 施設名

旧小鹿野町西秩父農林産物直売所

#### (2) 閉館した年月日

平成30年3月31日

#### (3) 土地の概要（建物・駐車場に係る部分）

ア 地番 埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野2231番地1外

イ 地目 現況宅地

ウ 地積 1,346.09m<sup>2</sup>

#### (4) 建築物の概要

ア 構造 木造平屋建

イ 延床面積 203.71m<sup>2</sup>

ウ 用途 農林産物直売所

エ 建築年（完成年月日） 平成5年3月15日

#### (5) 設備の概要

ア 水道 上水道口径25mm

イ 下水道 合併浄化槽（16人槽）

ウ ガス プロパンガス

エ 空調 エアコン

オ 電気 200ボルト、100ボルト

カ 付属施設 看板3基

※改修に要する費用は、事業者（利用者）負担となります。

## 5 募集期間等

### (1) 募集期間等

令和元年9月2日（月）から令和元年9月30日（月）まで（土日祝日除く）  
受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

### (2) 提出方法

持参若しくは郵送等による。※メール等での受付は行いません。

### (3) 提出書類

ア 応募申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

※詳細の事業計画書等を添付すること。

ウ 代表者及び役員等名簿（様式第3号）

※暴力団等を排除するため、必要に応じて埼玉県警察本部（刑事部組織犯罪対策局捜査第四課）に対して行う照会に際して使用することがあります。

エ 確約書（様式第4号）

オ 添付書類

（ア）定款、規約、会則等これらに類する書類の写し

（イ）納税証明書（前年分）

・法人にあっては法人税、個人にあっては住民税並びに固定資産税及び国民健康保険税

（ウ）その他書類

・法人の場合は、登記事項証明書又は履歴事項全部事項証明書、直近の決算書

・任意団体の場合は、法人に準じて規約や決算書、活動実績書、代表者及び役員等の略歴、代表者の納税証明書（（イ）に準じる）

## 6 応募に関する留意事項

（1）提出された応募書類は返却しませんのでご注意ください。また応募書類を公開する場合がありますが、提案内容以外（氏名等の個人情報）を公表することはありません。

（2）提出された計画の内容は、募集期間終了後は変更できませんのでご注意ください。

- (3) 応募内容に虚偽の記載があると認められる場合、応募資格を偽った場合は失格としますのでご注意ください。
- (4) 応募に係る経費は、すべて提出者の負担とさせていただきます。
- (5) 応募書類を提出後に辞退する場合は、任意の様式により辞退届を提出してください。

## 7 利用候補者（事業者）の選定方法

利用候補者（事業者）を選定するため、小鹿野町空き公共施設利用者選定委員会において書類審査並びにヒアリング等により利用候補者（事業者）を選定します。

また、施設の所在する地域住民等に提案内容を提示し、これに対する意見等を求める場合があります。

※選定の結果、3の(3)規定事業（提案内容）に規定する事業の提案がない場合、「候補者なし」とする場合もあります。

※選定結果は、応募者全員に通知します。

※利用候補者としての決定を受けられないことにおいて生じる一切の損害や賠償等について、町は一切の責任を負いません。

## 8 契約・賃料等

利用候補者（事業者）の決定後、必要な事務手続き（事業内容によっては、施設や設備について建築基準法や消防法等の手続きが必要となります。）が終了した後に、町は利用候補者（事業者）と利用方法に応じた契約を締結します。

なお、利用者が契約内容に違反した場合や応募資格を満たさなくなった場合は、当該契約を解除します。

### (1) 賃貸契約

賃貸額 月額42,000円

※土地及び建物の維持管理に要する経費は、原則、利用者の負担とします。

### (2) 敷金 126,000円

### (3) 契約期間は、契約開始から4年後の年度末まで（5年以内）とし、町との協議により更新するものとします。

※賃貸期間には、提案事業に必要な施設等の改修期間を含むものとします。

※賃貸期間を満了した場合、又は施設等の利用を中止する場合は、原状回復して返還していただきます。ただし、町が認めた場合はこの限りではありません。

(4) 次の費用は全て利用者の負担とさせていただきます。

ア 賃貸契約に要する費用

イ 提案事業の実施に係る施設の改修や設備に要する費用及び用途変更に係る費用

※事業内容によっては、町の助成制度の活用が可能になりますので、ご相談ください。

※利用者が施設を改修する場合は、事前に町の承認が必要となります。

(5) 移転等の禁止

賃借権の第三者への譲渡又は転貸はできません。ただし、事業内容の範囲において特別な理由があり事前に町の承諾を受けた場合はこの限りではありません。

9 その他

当募集要項に定めのない事項については、双方協議の上、定めることとします。

10 応募に関する質問等

募集要項の内容等に関する質問を受け付けますので、FAX又は電子メールで送付してください。(氏名・住所・連絡先等を記入のうえ送付願います。)

※質問内容と回答については、ホームページにて公表します。

11 提出先・問合せ先

〒368-0201 埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄2906番地

小鹿野町産業振興課

TEL 0494-79-1101

FAX 0494-79-1200

E-MAIL sangyo@town.ogano.lg.jp